

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年7月28日

契約担当官
四国森林管理局長 田中 晋太郎

1 競争入札に付する事項 物品の販売

- (1) 売買物件名 不用物品（車両）
第1号物件 軽自動車 パジェロミニ（H58A-0719373）1台
- (2) 売買物件の特質等
別紙1「物件内訳書」、別紙2「車両概要書」のとおり。

2 売買物件の閲覧日時等

- (1) 日 時：公告日から令和7年8月25日
9時00分～12時00分及び13時00分～16時00分の間
（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。）
- (2) 場 所：四国森林管理局 駐車場（高知県高知市丸ノ内1-3-30）
- (3) 連絡先：閲覧される際は必ず下記までご連絡下さい。
四国森林管理局 経理課 電話088-821-2060

3 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
入札者は、令和7年8月12日までに法人登記簿謄本、個人にあつては本籍地の市町村長等の発行する身分証明書等を提出すること。
なお、共同買受の場合は、それぞれの法人登記簿謄本（個人にあつてはそれぞれの身分証明書等）を提出すること。

4 入札方法

- (1) 上記1の物品を入札に付する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（消費税及び地方消費税の相当額を除いた額）に消費税及び地方消費税の相当額を含んだ額をもって落札価格とする。
- (3) 郵便入札は認めない。

5 契約条項等を示す場所、入札注意書を交付する場所及び日時等

- (1) 日 時：上記2（1）と同じ
- (2) 場 所：四国森林管理局 経理課（高知県高知市丸ノ内1-3-30）
四国森林管理局ホームページからもダウンロード可能

6 入札、開札の場所及び日時

- (1) 場 所：四国森林管理局 6階会議室
- (2) 日 時：令和7年8月26日（火）第1号物件 13時30分
なお、入札保証金の受付は、11時00分から12時00分の間に行うので、入札金額

に相応する「入札保証金」を持参し、別添の「保管金提出書」と併せて提出すること。

7 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 入札保証金

(1) 入札保証金の額

入札者は、入札前に入札保証金として見積もる契約金額（消費税及び地方消費税の相当額を含む金額）の100分の5以上（円位未満切上げ）に相当する金額を、現金により納付しなければならない。

この入札保証金を返還する場合は利息を付さない。

(2) 入札保証金の国庫への帰属

落札者が落札決定の日の翌日から起算して7日以内に契約を結ばないときは、その落札は取り消され、入札保証金は国庫に帰属する。

(3) 入札保証金の契約保証金への充当

落札者が契約を締結した際には、入札保証金は契約保証金に充当する。

9 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格以上の最高入札価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 契約保証金

(1) 契約保証金の額

落札者は、契約の際、契約保証金として契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額）の100分の10以上（円位未満切上げ）に相当する金額を、現金により納付しなければならない。

(2) 契約保証金の国庫への帰属

この契約保証金は、売買代金を納付しないときは国庫に帰属する。

(3) 契約保証金の売買代金への充当

売買代金のうち契約保証金を除いた額を納付したとき、契約保証金は売買代金に充当する。

11 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約締結に当たっては、契約書を作成し、代金は契約締結の日から起算して20日以内に納付しなければならない。

なお、納付期限が休日に当たる場合はその前日を納付期限とする。

12 その他

本公告に記載なき事項は入札者注意書による。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、四国森林管理局のホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。（https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job/soumu/top.html）

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。